

入札に係る質問及び回答

- 提出日 令和2年7月14日
- 工事名 令和2年度 第19号 玉城町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事
- 回答日 令和2年7月16日
- 開札日 令和2年7月29日

番号	質問事項	回答
1	<p>入札公告 P1 2 参加資格に関する事項 参加資格について（5）</p> <p>監理技術者・第一級陸上特殊無線技士と同等の資格条件とは具体的に何を意味するかご指示ください。</p>	<p>第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級総合無線通信士等を想定しています。</p>
2	<p>入札公告 P1 2 参加資格に関する事項 参加資格について（5）</p> <p>「防災行政無線工事の経験者」とは、防災行政無線（固定系）の監理技術者又は主任技術者の実績が必要という解釈でよろしいでしょうか。また、配置予定技術者に関し、現場代理人においても「防災行政無線工事の経験者」が必要あるという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご解釈の通りです。</p>
3	<p>入札公告 P1 2 参加資格に関する事項 参加資格について（5）</p> <p>現場代理人においても「3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者」という条件でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご解釈の通りです。</p>
4	<p>仕様書 P6 第3条 環境条件</p> <p>（2）強度において、補助金監査の際等で確認されることが多く、屋外に設置する全設備強度計算を行って、耐風速40 m/sec及び耐震6に耐える構造であることを証明することが必要であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>屋外に設置する設備に関しては、主たる機器が耐震6に耐える構造であり、納入仕様書に記載があること。子局としての風圧荷重を計算して提出をお願いします。</p>

5	<p>仕様書 P17 第 6 条 屋外拡声子局 使用するバッテリーは何をご指定でしょうか。</p> <p>① 2～3 年程度で交換推奨の通常バッテリー ② 6～7 年程度で交換推奨の長寿命バッテリー ③ 10 年程度で交換推奨の長寿命バッテリー</p>	<p>各メーカー標準においてできる限り長寿命（②以上）の物を納入願います。</p> <p>毎年度、交換することは想定していません。</p>
6	<p>仕様書 P19, 20 第 1 条 親局設備機器構成、第 3 条 遠隔制御設備機器構成 停電保証時間の記載がなかったため、確認させていただきます。</p> <p>各社の機器構成に応じて、親局設備及び遠隔制御設備も 72 時間以上の停電保証を担保するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>納入するシステムにおいて 72 時間以上の停電保証を担保してください。</p>
7	<p>仕様書 P20 第 5 条 戸別受信機設備機器構成 停電担保 72 時間を考慮した乾電池も付属し納入するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
8	<p>仕様書 P29, 31 第 3 条 一般事項、第 8 条 調整試験</p> <p>戸別受信機の設置方法について具体的な記載がなく、施工時の協議が難航しないよう、確認させていただきます。</p> <p>戸別受信機の設置においては、指定場所全箇所にて電波伝搬調査を行い、ロッドアンテナ受信確認を判断し、また室内への設置方法、室内から屋外への配線、屋外アンテナの取付位置など全箇所の施工計画書を提出させていただくという認識でよろしいでしょうか。また、その施工計画に基づき設置先の世帯主及び玉城町様と施工方法について全件調整を行い、合意を取れた内容に基づき設置させていただくという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>戸別受信機の設置場所は、世帯主と協議して決めて下さい。</p> <p>設置場所で戸別受信機内蔵のロッドアンテナでの受信確認をして下さい。ロッドアンテナで受信が不可の場合は、屋外アンテナを取付けて下さい。配線ルート・屋外アンテナの取付位置などは世帯主に説明して了解を得て下さい。全箇所の施工計画書は必要ありませんが、標準工法書を作成し、提出して下さい。</p>

9	<p>戸別受信機設置作業</p> <p>既設戸別受信機の撤去回収作業・撤去作業に伴う壁面等の回復作業・廃棄は含まれているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>既設戸別受信機の撤去作業・撤去作業に伴う壁面等の回復作業は含んでいます。回収は行わず、置いて来て下さい。必要がない場合は、町の資源回収に出してもらおうよう説明をして下さい。</p>
10	<p>仕様書 P6,7 第1条(1) 基本機能</p> <p>「操作は簡単で全ての制御は集中制御ができ、各種の通報を円滑に行える装置であること。また移行期間中は、デジタル・アナログの区別なく操作を一括管理できること。」とありますが、既設の操作卓の MSK 信号フォーマット等の技術資料を貴町様から提供いただけますように宜しくお願い致します。既設メーカーと当社とは契約もなく、無関係な立場であり、競合メーカーであるため、折衝することができません。予めご理解いただけますよう宜しくお願いいたします。</p>	<p>受注者の責任において実施するものとします。</p>
11	<p>仕様書 P7 第3条(1) 基本機能</p> <p>「②操作卓は処理装置・操作用 PC 及び操作部で構成されること。その際処理装置は優先度に応じた通報処理のスケジューリング及び音源データ等の蓄積管理を行い、操作用 PC は操作画面の表示・タッチパネル操作処理を行うこと。加えて専用のハードウェアキーを備えた操作部を有し、操作用 PC またはカラー液晶タッチパネルが故障し動作不能に陥った場合においても操作部を用いて手動通報ができること。」とありますが、処理装置と操作用 PC を 1 台で兼ねてもよろしいでしょうか。</p>	<p>処理装置と操作用 PC を 1 台で兼用した場合、故障時の継続運用が困難となるため、仕様書の通りとします。</p>

12	<p>仕様書 P8 第 3 条 (1) 基本機能</p> <p>「⑥操作画面は操作に支障の無いサイズ（23インチ程度）のカラー液晶タッチパネルを使用すること。表示ウインドウの切り替え・移動等はスワイプ等の操作ができ、また電子地図の拡大・縮小等はマルチタッチで操作できること。」</p> <p>とありますが、当社は操作卓での操作ではなく、地図表示専用のコンピューターで表示しており、タッチパネルではありません。よって、スワイプ動作もありませんがマウス操作により拡大縮小はできます。</p> <p>ご了承願います。</p>	<p>電子地図表示画面上で拡大・縮小が行えることを条件に可とします。</p>
13	<p>仕様書 P8 第 3 条 (1) 基本機能</p> <p>「⑦操作部・操作用 PC が故障した場合であっても既に処理装置に登録されている自動プログラムは新たに設定・登録することなく通報が実施されること。」</p> <p>「⑧操作用 PC は待機系として処理装置の機能を冗長化し処理装置が万一故障して動作不能になった場合でも自動的に操作用 PC にて運用継続ができること。また、その場合に操作用 PC から音声通報・自動通報が可能で、かつ遠隔制御装置から音声通報及び緊急一括通報ができること。」</p> <p>とありますが、当社は操作用 PC と処理装置分かれていない設計になっていますので、自動プログラムのバックアップは PC 二重化にて対応しますのでご了承願います。</p>	<p>No. 11 と同様</p>

14	<p>仕様書 P8 第 3 条 (1) 基本機能</p> <p>「⑭終話による操作の終了以外に、緊急的に全ての通信を強制終了させるためのカバー付きハードウェアによる回線開放キーを有すること。」</p> <p>とありますが、終了キーと兼ねており、カバーはありませんのでご了承願います。</p>	<p>強制的に全ての通信を瞬時に終了する特定のスイッチが必要です。また誤動作防止の措置が施されていればカバーの有無は問いません。</p>
15	<p>仕様書 P8 第 3 条 (2) 音声モニター機能</p> <p>「②モニター出力は、通報内容並びに連絡通話の音声を出力選択できること。」</p> <p>とありますが、連絡通話の音声は操作卓スピーカではなく別置き装置になりますのでご了承願います。</p>	<p>可とします。</p>
16	<p>仕様書 P9 第 3 条 (5) 動作モード変更機能</p> <p>「①操作卓は、通常の運用モードから保守モード・練習モードに移行できること。なお、モード名称は各メーカーの標準によるものとするが、機能は下記を満たすこと。」</p> <p>「②保守モードへは液晶タッチパネル等の上の操作で移行ができること。保守モードでは親局無線送受信装置と切り離され、操作卓・遠隔制御装置から通報操作を行っても実際の放送を行わないこと。」</p> <p>「③練習モードへは操作部のハードキー等の操作で移行できること。練習モードは操作卓からの通報操作を行っても実際の放送を行わないこと。ただし本モード中であっても自動プログラムや J アラート自動起動機・遠隔制御装置からの通報が実施された場合は放送が行えること。」</p> <p>とありますが、保守モードと練習モードの区別はなく、どちらかを指定可能となりますのでご了承願います。</p>	<p>可とします。</p>

17	<p>仕様書 P9 第 3 条 (7) 緊急一括呼出機能</p> <p>「② 緊急繰返通報 (緊急一括の自動繰返通報) の繰返回数は、あらかじめシステムに設定した回数を自動的に繰り返す場合と、地震災害等で通報者が緊急一括通報を最初の実施した後、放送室から速やかに避難できるように最大回数の繰返をタッチパネル操作画面等で設定ができること。」</p> <p>とありますが、最大繰返し回数の設定はタッチパネルではなく、専用装置にて設定することができますのでご了承願います。</p>	可とします。
18	<p>仕様書 P10 第 3 条 (8) 音声通報機能</p> <p>「④通報の開始・終了時にコールサインの挿入ができること。」</p> <p>とありますが、自動挿入ということでしょうか、であれば自動での挿入ではなく、押釦を操作することによる鳴動となりますのでご了承願います。</p>	ボタンの押し忘れによる誤動作を防ぐため、上りコールサインを挿入した際に自動で下りコールサインが挿入されることを条件に可とします。
19	<p>仕様書 P10 第 3 条 (9) 自動サイレン送出機能</p> <p>「⑤自動サイレン送出中又は送出完了後、タッチパネル操作にて続けてマイク入力による音声送話に移行できること。また音声送話に移行する際、一旦終話して再呼び出しするか、終話せずに続けて音声送話するかの設定ができること。」</p> <p>とありますが、選択はできません。終話せずに続けて放送ができる仕様ですのでご了承願います。</p>	可とします。

20	<p>仕様書 P10 第 3 条 (10) 自動プログラム送出機能</p> <p>「③通報番組数は最大 1, 0 0 0 番組の内容を毎日・曜日指定・期日指定の 3 パターン(計 3, 0 0 0 番組) で登録できること。」とありますが、当社仕様では 1 5 0 0 になります。ご了承願います。</p>	<p>パターンの内訳は問いませんが、計 3, 0 0 0 番組以上とします。</p>
21	<p>仕様書 P10 第 3 条 (10) 自動プログラム送出機能</p> <p>「⑨複数のメディアに通報する時は、通報メディアの選択とその通報順を設定できること。」とありますが、一斉配信になりますのでご了承願います。</p>	<p>通報するメディアは通報内容によって分ける必要があるため、仕様書の通りとします。</p>
22	<p>仕様書 P11 第 3 条 (11) テキスト音声合成機能</p> <p>「⑥ 文章を繰り返して読み上げることができること。」とありますが、繰り返す場合は文章をコピー&ペーストすることで繰り返しとなりますのでご了承願います。</p>	<p>操作を簡易にするため、仕様書の通りとします。</p>
23	<p>仕様書 P11 第 3 条 (11) テキスト音声合成機能</p> <p>「⑦音声合成用に作成した文書は、戸別受信機への文字伝送にも使用でき、一度の文字入力ですべての音声合成による音声通報と、戸別文字表示器への表示内容の入力を実施できること。」とありますが、配信先が違えば文字内容も異なるので、入力スペースは別にしております。ご了承願います。</p>	<p>操作を簡易にするため、仕様書の通りとします。</p>

24	<p>仕様書 P11 第 3 条 (13) 地区遠隔通報機能 「⑤同一時刻に異なる通報内容を放送するために、事前に通報音源を戸別受信機に対して転送し、通報時間になると一斉にそれを再生する信号を送出する。これにより住民代表の地域ごとに、それぞれの通報内容を同一時刻に放送することができること。」</p> <p>特定メーカの仕様であり、透明性のある公平な入札が行われないと考えます。削除をお願いします。時間をずらしては不可なのででしょうか。であるとすればどのようなときに使う機能なのかご教示願います。</p>	<p>町内各区の放送時間帯が重なることを想定し、仕様書の通りとします。</p>
25	<p>仕様書 P12 第 3 条 (17) 連絡通話機能 「①操作卓・遠隔制御装置と簡易中継装置間で複信通話が行えること。その際通話先を呼出指定できること。」</p> <p>とありますが、単身通話になりますのでご了承ください。</p>	<p>誤操作防止の観点から、仕様書の通りとします。</p>
26	<p>仕様書 P12 第 3 条 (17) 連絡通話機能 「②扱者不在時は自動的に最大 100 件の不在着信の履歴表示を行い、同時に留守番録音ができること。」</p> <p>とありますが、不在着信は最新の 1 件。留守録は留守録音ボタンを押すと有効。(最大 10 件まで録音) となりますのでご了承ください。</p>	<p>不在着信 10 件以上とします。</p>

27	<p>仕様書 P12 第 3 条 (17) 連絡通話機能 「③機器設置スペースを考慮し操作卓および遠隔制御装置ともに専用装置を設置することなく、連絡通話機能を使用できること。但し、専用装置を設置する場合は、入札前に設置可能なことを図面等で提出すること。」</p> <p>とありますが、専用装置はどのような意味でしょうか。操作卓と遠隔制御装置の関連性もご教示ください。また遠隔制御装置は同じ部屋に設置されるという解釈でよろしいでしょうか。全体的に求めている仕様が不明確なため具体的にご指示願います。</p>	<p>専用の PC 等を設置することなく、ハンドセットやヘッドセットで実施することを想定しています。遠隔制御装置の設置個所は、図面に記載の通りです。</p>
28	<p>仕様書 P12 第 3 条 (18) 遠方監視制御部機能 「②親局に無線機及び外部の状態の定時監視・定時制御ができその結果が表示できること。」</p> <p>とありますが、遠方監視制御はポーリング方式ではないので定時ではなく自発通知になりますのでご了承願います。</p>	<p>ポーリング方式には拘りませんが、運用者の定めた時間に監視が出来ることを条件に認めます。</p>
29	<p>仕様書 P12 第 3 条 (19) 監視制御部機能 「②簡易中継局装置に対して制御ができその結果を表示できると。また予め制御する日時を登録し自動的に制御を行うことが可能であること。」</p> <p>とありますが、何を自動制御するのでしょうか。具体的にご教示ください。</p>	<p>リセット等を想定しています。その他の項目は、各メーカー標準とします。</p>
30	<p>仕様書 P13 第 3 条 (20) 通報履歴管理機能 「①100件分の通報履歴（通報時刻・音声・メッセージ・選局情報・その他）を管理できること。」</p> <p>とありますが、通信記録という解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書の通り、通報の履歴です。</p>

31	<p>仕様書 P13 第 3 条 (20) 通報履歴管理機能 「②指定した日付・通報種別などの条件で絞り込み検索が可能であること。」 とありますが、日付での絞り込みと日報の装置単位の並び替えになりますのでご了承願います。</p>	可とします。
32	<p>仕様書 P14 第 3 条 (22) 電子地図表示機能 「②操作卓でも地図表示が可能なこと。」 とありますが、操作卓のタッチパネルでは不可だが別に用意する卓上ディスプレイも操作卓と解釈してよろしいでしょうか。</p>	可とします。
33	<p>仕様書 P14 第 3 条 (22) 電子地図表示機能 「⑧地図上の公共施設や官公署・学校・道路名・鉄道名などの地図アイコン情報表示は、表示／非表示が自由にできること。」 とありますが、地図で「文字なし」にすると非表示にできるのでご了承願います。</p>	可とします。
34	<p>仕様書 P14 第 3 条 (26) 被遠隔制御機能 「③遠隔制御装置に対して高レベルの優先順位設定ができること。なお、誤操作による通報不備を防ぐため、操作卓から遠隔制御装置への統制権の委譲は認めないものとする。」 とありますが、操作卓の自動放送に対する上位、下位設定になりますのでご了承願います。</p>	操作卓の各種通報に対して上位、下位が設定できることを条件に可とします。
35	<p>仕様書 P15 第 5 条 (1) 全般 「②カラー液晶タッチパネルにて全ての操作ができること。」 とありますが、特定メーカーの仕様であり、透明性のある公平な入札が行われないと考えます。削除をお願いします。</p>	タッチパネルか通常の液晶パネルかの問題のため、特定メーカーの仕様には当たらないと判断し、仕様書の通りとします。

36	<p>仕様書 P15 第 5 条 (3) 緊急一括呼出機能 「②緊急繰返通報（緊急一括の自動繰返通報）の繰返回数、予めシステムに設定した回数を自動的に繰り返すことができること。」</p> <p>とありますが、遠隔制御装置には繰り返し通報は操作卓限定の機能ですのでごさいません。ご了承願います。</p>	<p>緊急時の運用に制限が出るため仕様書の通りとします。</p>
37	<p>仕様書 P15 第 5 条 (7) テキスト音声合成機能 「①遠隔制御装置から、操作卓のテキスト音声合成エンジンを利用してテキスト音声合成ができること。」</p> <p>「②遠隔制御装置にて入力したテキストは、テキスト音声合成による音声通報と将来実装する外部メディア（エリアメール等）へのテキスト通報が簡易な操作で同時にできること。」</p> <p>「将来、複数メディア連携機能を実装することを想定し、下記機能を持つこと。」</p> <p>とありますが、別途 PC にて操作をする方式でご了承願います。</p>	<p>①：遠隔制御装置でテキスト音声合成が出来ることを条件に可とします。</p> <p>②：別途 PC より通報と外部メディア連携が同時に出来ることを条件に可とします。</p> <p>将来～：②と同様。</p>
38	<p>仕様書 P21 第 1 条 (4) 操作卓 「②群呼出数 合計 800 群以上」 「③個別呼出数 合計 15,000 個別以上」</p> <p>とありますが、グループは 500、戸別は 12,000 となりますのでご了承願います。</p>	<p>可とします。</p>
39	<p>仕様書 P20,24 第 1 条 (1) 60MHz 帯デジタル無線送受信装置、(15) 直流電源装置 「電源電圧 DC-48V±10」</p> <p>とありますが、DC13.8V でご了承願います。</p>	<p>可とします。</p>

40	<p>設計書 P23</p> <p>戸別受信機の設置にあたり、各施設・世帯の住所、連絡先等の最新資料を貸与いただけたらと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、必要により住民への説明会及び広報は発注者様で実施いただけたらと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>各施設・世帯の住所は町が保有している資料を提供します。(連絡先の資料は持ち合わせておりません。)住民への広報等は町の方で行います。</p>
41	<p>今年度の出来高（納入しなければならない機器）はございますでしょうか。あるのであれば対象機器及び予定額をご教示願います。</p>	<p>今年度は、親卓から簡易中継局・屋外拡声子局の設置と戸別受信機（300台程度）の設置を考えています。予定額につきましては控えさせていただきます。</p>